

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1. 継続継続事業の前提に関する注記
該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等
 - －償却原価法（定額法） ※該当事項はない
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの
 - －決算日の市場価格等に基づく時価法 該当事項はない

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

残存価格について、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）まで償却している。

平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却している。

- ・無形固定資産（リース資産を除く）

残存価額をゼロとし、取得価額全額を償却対象としている。

- ・リース資産

社会福祉法人会計基準に移行前の所有権移転外ファイナンスリース取引
－引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を採用している。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

－自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

－リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金

当法人は、期末在籍者に係る一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会退職共済制度における掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると同時に、同額を退職給付引当金に計上している。

(4) 消費税の処理方法

消費税等については税込方式を採用している。

3. 重要な会計方針の変更

従前の会計処理方法は、社会福祉法人会計基準（平成12年2月17日社援第310号）による

ものであったが、社会福祉法人会計基準（平成23年7月27日雇児発・社援発・老発0727

第1号）が示されたことに伴い、今年度より新会計基準に移行している。

当該変更により、事業活動計算書の前年度決算欄、及び貸借対照表の前年度末欄には金額を記載していない。

当該変更に伴う前期繰越活動増減差額への影響ならびに前期末支払資金残高への影響は以下の通りである。

(1) 前繰越活動増減差額への影響

① 移行調整前の前期繰越活動増減差額	64,615,955 円
② 移行による前期繰越活動増減差額の調整額	
A 国庫補助金等特別積立金取崩の計算方法変更による修正	-4,308,128 円
B 前期末未収補助金誤計上による修正	<u>-1,780,000 円</u>
差引合計 前期末繰越活動増減差額の調整額	<u>-6,088,128 円</u>
③ 移行調整後の前期繰越活動増減差額	<u><u>58,527,827 円</u></u>

(2) 前期末支払資金残高への影響

① 移行調整前の前期末支払資金残高	30,849,400 円
② 移行による前期末支払資金残高の調整額	
A 前期末未収補助金誤計上による修正	-1,780,000 円
差引合計 前期末支払資金残高の調整額	<u>-1,780,000 円</u>
③ 移行調整後の前期末支払資金残高	<u><u>29,069,400 円</u></u>

4. 採用する退職給付制度

当法人は、一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の実施する退職共済制度を採用している。併せて、独立行政法人福祉医療機構の実施する退職共済制度にも加入している。

5. 法人が作成する財務諸表等とサービス区分
当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
 (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
 (2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
 (3) 拠点区分ごとの財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
 (4) 各拠点区分におけるサービス区分は設定していない。

6. 基本財産の増減の内容及び金額
基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地：新園舎土地	137,667,612	0	0	137,667,612
建物：新園舎936.53㎡	160,542,062	0	5,912,843	154,629,219
				0
合計	298,209,674	0	5,912,843	292,296,831

7. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当事項はない。

8. 担保に供している資産
担保に供されている資産は以下のとおりである。

宅地：三島市梅名553-1	137,667,612
建物：園舎 936.53㎡	154,629,219
計	292,296,831
担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。	
独立行政医療法人福祉医療機構	21,000,000
独立行政医療法人福祉医療機構	8,000,000
計	29,000,000

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基) 土地	137,667,612		137,667,612
(基) 建物	218,994,198	64,364,979	154,629,219
(基) その他			0
建物	301,200	301,198	2
構築物	32,284,821	16,873,421	15,411,400
車輻運搬具	2,047,285	1,975,621	71,664
器具及び備品	30,215,702	24,987,321	5,228,381
権利	853,650	398,654	454,996
ソフトウェア	409,374	409,374	0
			0
			0
合計	422,773,842	109,310,568	313,463,274

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	0	0	0
未収補助金	2,550,500	0	2,550,500
未収金			0
			0
合計	2,550,500	0	2,550,500

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容
該当なし

13. 重要な偶発債務
該当なし

14. 重要な後発事象
該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし